⑵　小動物分野においては、小動物の適切な健康管理を図るため、飼育者に対する衛生知識の啓発・普及及び健康相談活動の促進を図る。

さらに、獣医師によるインフォームド・コンセントの徹底、獣医師の組織する団体等による獣医療相談窓口の設置、獣医師の組織する団体等が中心となって進める診療施設の専門化・機能分担、夜間・休日における診療体制の整備に関する合意形成等適切な獣医療の提供のために必要な条件整備の促進を図る。

3　広報活動の充実

夜間・休日に診療を提供する診療施設、専門性の高い診療技術を提供する二次診療施設等に関する広報活動の促進を図る。

4　診療施設の整備

都道府県計画に基づき診療施設の整備を推進する場合には、獣医療法第15条の規定に基づき、株式会社日本政策金融公庫が実施する農林漁業施設資金の融資について一層の活用を図る。

法　務

公証人任免

東京法務局所属公証人堀江信之は願により公証人を免ぜられた。

丸山恭は公証人に任命され、東京法務局所属公証人堀江信之の後任を命ぜられた。

大阪法務局所属公証人山口勝之は願により公証人を免ぜられた。

松田成は公証人に任命され、大阪法務局所属公証人山口勝之の後任を命ぜられた。（以上八月二十三日）（法務省）

公　告

諸　事　項

有権者申出方

元当局所属公証人堀江信之の身元保証金還付につき、その上に権利を有する者は、本公告掲載の日の翌日から６か月以内に当局に申し出て下さい。

平成 22 年８月 31 日　　東京法務局

経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定附属書一の日本国の表において関税の譲許が一定の額を限度の基準として定められている物品の輸入額の公告

関税暫定措置法施行令（昭和35年政令第69号）第33条の規定に基づき、平成22年４月１日から平成22年７月31日までの間における経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定（平成17年条約第８号）附属書一の日本国の表において関税の譲許が一定の額を限度の基準として定められている物品の輸入額を、次のように公告する。

平成 22 年８月 31 日　　財務大臣　野田　佳彦

経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定附属書一の日本国の表において関税の譲許が一定の額を限度の基準として定められている物品の輸入額

（平成22年４月１日から平成22年７月31日まで）

注釈番号	主な品名	合計割当金額（単位：千円）	輸入額（単位：千円）	備考
21	豚の原皮、動物のなめした皮等の一部品目	215,775	1,917	
24	パテントレザー等	1,735	0	
25	トランク、スーツケース（外面が革製、プラスチック製、紡織用繊維製以外のもの）の一部品目等	58,530	0	
26	トランク、スーツケース（外面が革製、プラスチック製、紡織用繊維製のもの）の一部品目等	859,852	717	
27	革製品及びコンポジションレザー製品の一部品目	80,254	581	
29	履物の一部品目	66,447	0	
30	ガラス製のビーズ、模造真珠等	39,130	0	
31	携帯用時計のバンド等の一部品目	161,785	0	
32	腰掛けの部分品（革製のもの）	23,656	0	

備　考

1．「注釈番号」欄に掲げる番号及び「合計割当金額」欄に掲げる額は、経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定（平成17年条約第８号。以下「協定」という。）附属書一の日本国の表により定められたものである。

2．「備考」欄に「平成○年○月○日適用停止」のように記載されている場合には、当該物品が当該年月日から平成23年３月31日まで協定附属書一の日本国の表により定められた枠内税率（無税）の適用が既に停止されているもの又は停止される予定のものであることを示す。

所得税法第 180 条の規定に該当しなくなった外国法人

所得税法（昭和40年法律第33号）第180条第２項による届出があったので、同条第５項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 22 年８月 31 日

神田税務署長　岡田　義廣

届出した者　上海菱威深信息技術有限公司

事務所等の名称　上海菱威深信息技術有限公司

事務所等の所在地　東京都千代田区内神田三丁目18番３号

責任者の氏名　片岡　謙一

証明書の有効期限　平成23年５月26日

鉱業法第 189 条の規定による公告

経済産業省公告第７号

次に掲げる鉱業権設定に関する出願については、出願人の所在が不分明であって、立会すべき旨の命令を送達することができないので、鉱業法第189条の規定により、願書に記載された住所の所在地の区役所に、下記のとおり命令の内容を掲示した。

出願地　釧路国足寄郡陸別町　出願人　札幌市白石区本郷通３丁目南４番38号第２旭荘１階左　佐々木孝一

記

1 立会日時　平成22年９月30日　10：00

2 立会場所　陸別町役場（住所：北海道足寄郡陸別町字陸別東１条３丁目１番地）

3 調査職員　経済産業技官　南　　伸司　経済産業事務官　三上多香子

4 調査事項　鉱業出願地における鉱物の掘採が他産業（農業・漁業・林業等）へ及ぼす公害有無の調査（含む現地確認調査）

平成 22 年８月 31 日　　北海道経済産業局長

相続財産管理人の選任

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の管理人を次のとおり選任した。

平成２２年（家）第８５９号

東京都豊島区高松２丁目53番28号

申立人　荻原　博子

本籍東京都板橋区中丸町57番地、最後の住所さいたま市中央区上落合８丁目10番13号　ベストライフ与野、死亡の場所さいたま市大宮区、死亡年月日平成21年12月29日、出生の場所大連市、出生年月日昭和３年６月21日、職業無職

被相続人　亡　中川　　明

事務所さいたま市大宮区吉敷町１―62　マレーＳ・Ｔビル403　はるか法律事務所

相続財産管理人　弁護士　佐藤　徳典

さいたま家庭裁判所

平成２２年（家）第３００７７号

千葉県柏市西原６丁目15番２号

申立人　北原　洋子

本籍東京都葛飾区青戸４丁目103番地、最後の住所千葉県柏市西原２丁目９番１号特別養護老人ホーム柏きらりの風、死亡の場所千葉県柏市、死亡年月日平成22年１月23日、出生の場所千葉県東葛飾郡八木村、出生年月日大正６年５月25日、職業不詳

被相続人　亡　山田　みち

事務所千葉県松戸市松戸1281―29　住友生命松戸ビル５階　東葛総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　福富美穂子

千葉家庭裁判所松戸支部